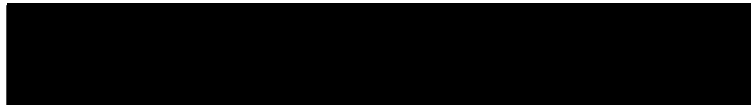


【 さくら福祉推進協会 】

定 款

特定非営利活動法人さくら福祉推進協会



定 款

目 次

第 1 章 総 則	1
第 2 章 会 員	2、3
第 3 章 役 員	3、4
第 4 章 会 議	4～7
第 5 章 資 産	7、8
第 6 章 会 計	8、9
第 7 章 定款の変更、解散及び合併	9
第 8 章 公告の方法	10
第 9 章 事務局	10
第 10 章 雑 則	10
付 則	
別 表	

特定非営利活動法人 さくら福祉推進協会 定款

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、特定非営利活動法人さくら福祉推進協会という。

(事務所)

第 2 条 この法人は、事務所を東京都中央区に置く。

(目的)

第 3 条 この法人は、生活が困窮している中高齢者等が自立するための宿泊施設に関する事業及び労働市場を開発し提供する事業を行い、今後の高齢化社会等に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 社会教育の推進

(事業の種類)

第 5 条 この法人は、第 3 条の目的を達成するための特定非営利活動に係る事業として、次に掲げる事業を行う。

- (1) 中高齢者等に適した就業支援のための研修の場を提供する事業
- (2) 中高齢者等がより過ごしやすくなるための相談事業
- (3) 中高齢者等に余暇活動の場を提供し、また情報を提供する事業
- (4) 上記の事業を行うための研修、宿泊のできる施設の開設及び管理運営
- (5) 地域活性化への提案事業
- (6) 中高齢者等のための食料、衣類、道具等の開発と提供する事業
- (7) 中高齢者等の就業、研究に関する相談事業
- (8) 自立後の住居等に関する相談事業

第2章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員を以て特定非営利活動促進法（以下、法という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的及び事業活動の賛同、その支援を行うことを約し、入会したる個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会条件は、特に定めない。

- 2. 会員として入会しようとするものは、理事長が定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3. 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次に掲げる各号の何れかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をした場合
- (2) 本人が死亡、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅した場合
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名処分を受けた場合

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次に掲げる各号の何れかに該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反した場合
 - (2) この法人の名誉を棄損、又は目的に反する行為をした場合
2. 前項の規定に依り会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(入会金及び会費の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費は、返還しない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上9名以内
 - (2) 監事 1名以上2名以内
2. 理事のうち1名を理事長、1名を副理事長に選任する。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する

2. 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
3. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1名を超えて含まれ、又は該当役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が、役員の数全体の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
4. 法第20条の各号の何れかに該当する者は、この法人の役員に就任することはできない。
5. 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けた場合は、その職務を代行する。
3. 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
4. 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の監査
 - (2) この法人の財政の状況の監査
 - (3) 前号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財政に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重要な事実があることが判明した場合には、これを速やかに総会又は所轄庁に報告しなければならない。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集することができる。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財政状況について、理事に意見を述べることができる。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年間とする。但し、再任は妨げない。

2. 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の残存期間とする。
3. 役員は、辞任又は任期満了においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える欠員が生じた場合は、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の何れかに該当する場合には、総会の決議によりこれを解任することができる。

- (1) 心身の不調により職務の遂行が全うできないと認められた場合
 - (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為を行った場合
2. 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲で報酬を受け取ることができる。

2. 役員には、その職務を遂行するために要した費用を弁償することができる。
3. 前項に関し、必要な事項は総会の決議を経て、理事長が別に定める。

第4章 会 議

(種別)

第20条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種類とする。

2. 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名

- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員を選任及び解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 資産の管理の方法
- (9) 借入金（その事業年度内の収益を以て償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (10) 事務局の組織及び運営
- (11) その他運営に関する重要事項

（総会の開催）

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2. 臨時総会は、次に掲げる各号の場合は、開催することができる。

- (1) 理事会が必要であると認め、招集の請求をした場合
- (2) 正会員の5分の1以上より総会の目的を記載した書面により招集の請求があった場合
- (3) 監事が、第15条第4項4号の規定に基づいて招集した場合

（総会の招集）

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2. 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があった場合は、その日から14日以内に招集しなければならない。

3. 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

（総会の議長）

第25条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

（総会の定足数）

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席者がなければ開催することができない。

（総会の議決）

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2. 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによるものとする。

（総会における表決権等）

第28条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

2. やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知され

た事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3. 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の規定の適用について出席したものとみなす。
4. 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事について、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人の2名が、記名押印又は署名しなければならない。

(理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第31条 理事会は、この定款に別に定める事項以外に、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次に掲げる場合において開催する。

- (1) 理事長が必要と認めた場合
- (2) 理事総数の3分の2以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があつた場合

(理事会の招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2. 理事長は、前条第2号の場合にはその日から5日以内に理事会を招集しなければならない。
3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催日の少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2. 理事会の議決は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(理事の表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なものとする。

2. やむを得ない事由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3. 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4. 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資 産

(構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げる事項をもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び年会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て理事長が別段に定める。

第6章 会 計

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に関する事業会計とする。

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり同年12月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しない場合は、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2. 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算の成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正することができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する

書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2. 決算上剰余金が生じた場合は、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第48条 予算を以て定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとする場合は、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとする場合は、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経て、且つ法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2. この法人の定款を変更(前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。)したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に関わる事業の遂行の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁からの設立の認証の取り消し

2. 前項第1号の事由によりこの法人が解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3. 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄官庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、国又は地方公共団体に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとする場合は、総会において正会員の総数の4分の3以上の議決を経、且つ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 8 章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。
ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第 9 章 事務局

(事務局の設置)

第54条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
2. 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第55条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第56条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 1 0 章 雑 則

(細則)

第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

付 則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、別表1の通りとする。
3. この法人の設立当初の役員任期は、第16条第1項の規定にもかかわらず、この法人の成立の日から平成14年に開催する総会の日までとする。
4. この法人の設立当初の事業年度は、第43条の規定にもかかわらず、この法人の成立の日から平成13年12月31日までとする。
5. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にもかかわらず、設立総会の定めるところによる。
6. この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にもかかわらず、次に掲げる金額とする。

正会員（個人及び団体共通とする）

- | | |
|---------|---------|
| (1) 入会金 | 10,000円 |
| (2) 年会費 | 10,000円 |

個人賛助会員

- | | |
|---------|---------|
| (1) 入会金 | 10,000円 |
| (2) 年会費 | 10,000円 |

団体賛助会員（企業、行政）

- | | |
|---------|--------------|
| (1) 入会金 | 100,000円 |
| (2) 年会費 | 一口100,000円以上 |

7. この法人の特定非営利活動法人東京サポートセンターとの合併後の役員は、別表2の通りとする。
8. この法人の特定非営利活動法人東京サポートセンターとの合併に伴い、就任する役員任期は、第16条第1項の規定にもかかわらず、この法人の合併の日から平成31年3月31日までとする。但し、現存する役員任期については従前のままとする。
9. この法人の特定非営利活動法人東京サポートセンターとの合併当初の事業年度は、第43条の規定にもかかわらず、この法人の合併の日から平成29年12月31日までとする。
10. この法人の合併当初の事業計画及び予算は、第44条の規定にもかかわらず、合併の議決をした社員総会の定めるところによる。
11. この法人の合併当初の入会金及び会費は、第8条の規定にもかかわらず、次に掲げる金額とする。

(1) 入会金	正会員（個人・団体）0円	・ 賛助会員（個人団体）0円
(2) 年会費	正会員（個人・団体）0円	・ 賛助会員（個人団体）0円

別 表 1

設立当初の役員

役員名	氏 名
理 事 長	浅岡 和也
副 理 事	浅葉 秀実
理 事	牧田 美保子
理 事	山田 ルリ子
理 事	今村 泰明
理 事	小杉 憲一
理 事	月岡 正徳
理 事	浅葉 久美子
理 事	川尻 裕之
監 事	小林 隆文

別 表 2

特定非営利活動法人東京サポートセンターと合併後の役員

役員名	氏 名
理事長	浅岡 和也
副理事長	浅葉 秀実
理 事	宇田 真澄
理 事	浪岡 博之
理 事	遠藤 智明
理 事	森橋 篤夫
監 事	藤田 晋一